国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和6年1月17日
秋田県道路メンテナンス会議

秋田県内の橋梁等の2022年度（令和4年度）点検結果をとりまとめ

～秋田の道路メンテナンス概要（2巡目の4年目）の公表～

2014年度より道路管理者は全ての橋梁、トンネル、道路附属物等について、5年に1度の点検が義務付けられています。2018年度に1巡目点検が完了し、2019年度から2巡目点検を実施しています。

今般、2巡目（2019～2022年度）の点検実施状況、これまでの措置状況、道路メンテナンス会議の取り組み等を「秋田の道路メンテナンス概要」としてとりまとめましたのでお知らせいたします。

1. 2巡目点検の実施率及び結果

- 2巡目（2019～2022年度）の点検実施状況は、橋梁：86%、トンネル：85%、道路附属物等：82%を実施しています。
- 全道路管理者の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の施設数は、橋梁：1，163橋、トンネル：59箇所、道路附属物等：88施設となっています。

2. 修繕等措置の着手率

- 1巡目点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁で、2022年度末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省：100%、高速道路会社：100%、地方公共団体：54%となっています。

3. 5年間で早期又は緊急に措置を講ずべき状態に変化した割合

- 1巡目の2014年度～2017年度の点検で判定区分Ⅰ・Ⅱと診断された橋梁のうち、5年後の2019年度～2022年度の点検において、判定区分Ⅲ・Ⅳへ遷移した橋梁の割合は全道路管理者で4%となっています。

秋田県道路メンテナンス会議では、点検結果を踏まえ、各道路管理者と連携して計画的なメンテナンスを引き続き実施して参ります。
過去の道路メンテナンス概要は、以下のWebページにてご覧いただけます。
http://www.thr.mlit.go.jp/akita/road/13_maintenance/index.html

＜発表記者会：秋田県政記者会＞

＜問い合わせ先＞
秋田県道路メンテナンス会議事務局
国土交通省　東北地方整備局　秋田河川国道事務所　TEL 018-823-4167（代）
副所長（道路）　山本 賢　（内線205）
保全対策官　豊嶋 験一（内線405）

秋田県　建設部　道路課
道路環境・維持チームリーダー　齊藤　一人 TEL 018-860-2488（直通）

〔道路メンテナンス年報〕

秋田の道路メンテナンス概要



２０２４年 １月

秋田県道路メンテナンス会議

まえがき

秋田県内の国道や高速道路、県道、市町村道の道路延長は約 23,900ｋｍにおよび、その中には約 11,900 橋の橋梁、約 170 箇所のトンネル、約 510 施設の道路附属物等があります。また、その道路構造物の多くが高度経済成長期に建設され、建設後 50 年を経過した道路施設の老朽化は急速に進行している状況です。

建設後 50 年を経過した橋梁は、2023 年 3 月末時点では約 3,300 橋で全体の 38%であり、20 年後には 80%の約 7,000 橋まで増加するため、老朽化対策の課題に早期に取り組むことが求められています。

このような状況の中、道路施設のメンテナンスサイクルの構築に向け 2014 年度から定期点検が義務化され、2018 年度までの 5 年間（1 巡目）で、各道路管理者により計画的に点検が実施されたところです。引き続き、2 巡目の点検を計画的に進めるとともに、点検結果を踏まえ個別施設ごとの長寿命化修繕計画を策定しながら補修・修繕等を進めていくこととしています。

「秋田県道路メンテナンス会議」は、県内の道路管理者が連携しながら道路インフラの予防保全や老朽化対策の体制強化を図るため 2014 年度に設立しました。これまでに道路施設の定期点検計画の策定や点検研修、修繕工事の現場見学会等を実施し、市町村への技術支援に取り組んできたところです。今後も引き続き、老朽化対策の着実な推進に向け新技術を活用するなど、点検結果を踏まえた補修・修繕等を継続的に実施していきます。

「秋田の道路メンテナンス概要」は、秋田県道路メンテナンス会議の取り組みの一環として、県内の道路施設の老朽化の実態やメンテナンスの取り組みについてとりまとめ、県民や道路利用者に情報発信するとともに、今後の措置方針立案に繋げていくものです。

秋田県道路メンテナンス会議　会長
（秋田河川国道事務所長）　松本　章

目　　次

１　道路構造物の現状 1
（１）道路構造物の管理者 1
（２）道路構造物の急速な老朽化 1
２　秋田の道路メンテナンス概要について 2
（１）概要 2
（２）橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について 2
３　橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果 3
（１）２巡目（2019～2022 年度）の点検結果（全道路管理者） 3
（２）２巡目（2019～2022 年度）の点検結果（管理者別） 5
（３）判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の５年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況 11
（４）過年度の点検（2014～2022 年度）の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合 14
（５）過年度の点検（2014～2022 年度）の点検結果（全道路管理者） 17
（６）過年度の点検（2014～2022 年度）の点検結果（管理者別） 18
４　判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況 20
（１）１巡目点検施設における修繕等措置の実施状況 20
（２）２巡目点検施設における修繕等措置の実施状況 24
（３）過年度の点検（2014～2022 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況 27
（４）判定区分Ⅳの施設の措置状況 30
（５）修繕等措置の取り組み事例 31
５　道路メンテナンス会議の取り組み 37

表紙写真：国道７号　芦川橋（あしかわばし）

１　道路構造物の現状

（１）道路構造物の管理者

県内の道路には、橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物があります。このうち、橋梁の施設数が最も多く、約７割を市町村で管理しています。

表１－１　道路管理者別の道路構造物等内訳

管理者	道路延長 (km)	橋梁 (橋)	トンネル (箇所)	道路附属物等 (施設)	シェッド	大型カルバート	横断歩道橋	門型標識等
国土交通省	514	646	29	212	3	139	22	48
高速道路会社	203	372	20	101	1	73	0	27
県	3,242	2,296	84	153	95	26	9	23
市町村	19,955	8,587	35	45	15	21	7	2
合計	23,915	11,901	168	511	114	259	38	100

※2023 年 3 月末時点
※道路延長は「道路統計年報 2022」より集計

（２）道路構造物の急速な老朽化

橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物は、その多くが高度経済成長期に建設され、今後、これらの老朽化が急速に進みます。

特に施設数の多い橋梁でみると、建設後 50 年を経過した橋梁は、現在 38%であり、10 年後には 62%に増加するため、計画的・効率的なメンテナンスサイクルの構築が必要な状況です。

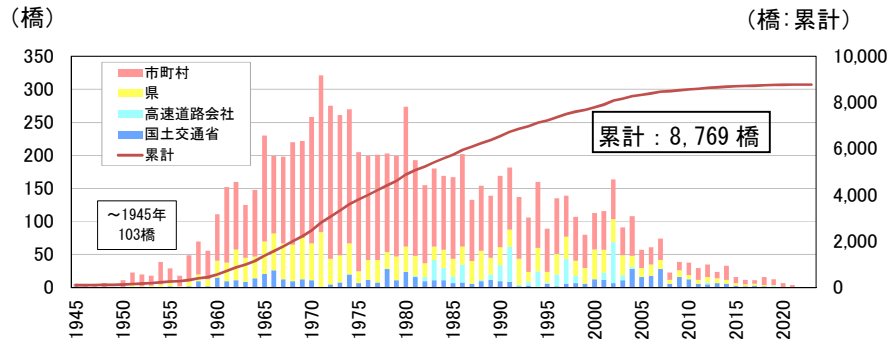
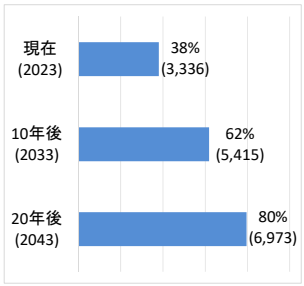


図１－１　建設年代別施設数（橋梁）



※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約 3,100 橋ある。
（出典）道路局調べ（2023.3 末時点）

図１－２　建設後 50 年を経過した施設の割合（橋梁）

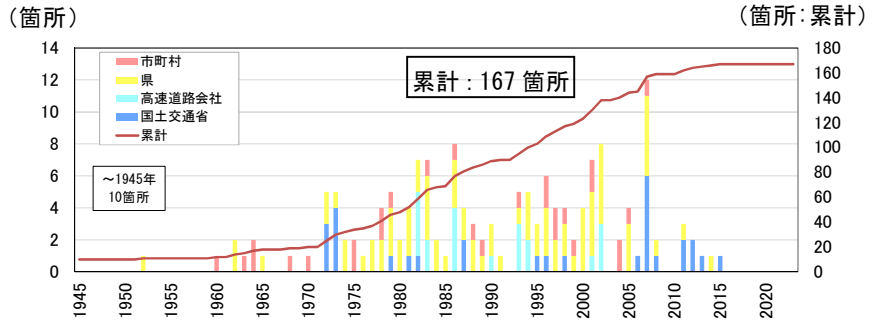
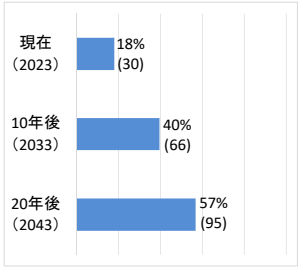


図１－３　建設年代別施設数（トンネル）



※この他、古いトンネルなど記録が確認できない建設年度不明トンネルが 1 箇所ある。
（出典）道路局調べ（2023.3 末時点）

図１－４　建設後 50 年を経過した施設の割合（トンネル）

２　秋田の道路メンテナンス概要について

（１）概要

○秋田県道路メンテナンス会議では、県民・道路利用者に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を「秋田の道路メンテナンス概要」としてとりまとめています。

○橋梁・トンネル・道路附属物等※1については、2014～2018 年度における 1 巡目点検（以降、1 巡目点検）が完了し、2019 年度より 2 巡目の点検に着手しています。

○今回は、下記についてとりまとめました。

➢2 巡目（2019～2022 年度）及び過年度（2014～2022 年度）の点検結果※2

➢1 巡目点検（2014～2018 年度）、2 巡目点検（2019～2022 年度）、過年度の点検（2014～2022 年度）における修繕等措置状況

○この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等に活用します。

道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか。

→地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から県内の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。

今後どのように措置していくのか。

→各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくことになります。

※1　道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等
※2　複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計
※3　本概要で掲載している施設数は、施設を管理する事務所等の所在地（県）で集計しています。

（２）橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について

全ての道路管理者は、2013 年の道路法改正等を受け、2014 年 7 月より 5 年に 1 回の頻度で近接目視による点検を実施しています。

健全性の診断は、以下の 4 段階に区分します。

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じている可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

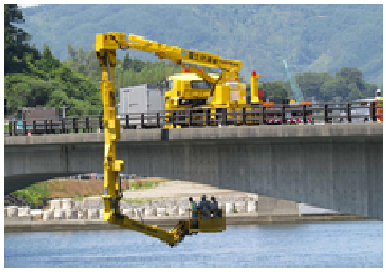


写真２－１　橋梁点検状況



写真２－２　トンネル点検状況

３　橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果

（１）２巡目（2019～2022 年度）の点検結果（全道路管理者）

２巡目（2019～2022 年度）の点検実施率は、橋梁 86%、トンネル 85%、道路附属物等 82%です。

判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 22%、Ⅱ 67%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 1%、Ⅱ 58%、Ⅲ 41%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 20%、Ⅱ 58%、Ⅲ 21%、Ⅳ 0%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。（次頁以降も同様）

○2 巡目（2019～2022 年度）の点検実施率（全道路管理者）

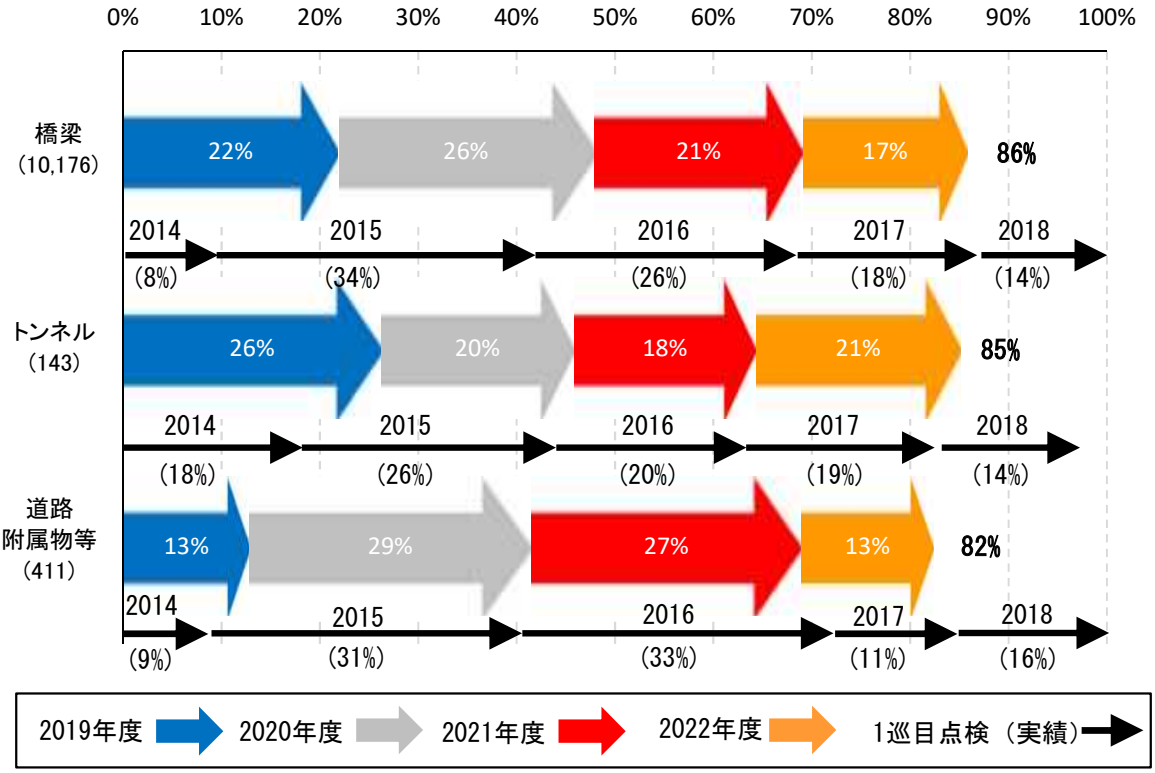


図３－１　２巡目（2019～2022 年度）の点検実施率（全道路管理者合計）

※（）内は、2019～2022 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－１　２巡目（2019～2022 年度）の点検実施率（全道路管理者）

	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
橋梁	11,901	11,854	10,176	86%　(86%)
トンネル	168	168	143	85%　(83%)
道路附属物等	511	499	411	82%　(84%)

2023.3 末時点

※1：2023 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、1 巡目（2014～2017 年度）における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。

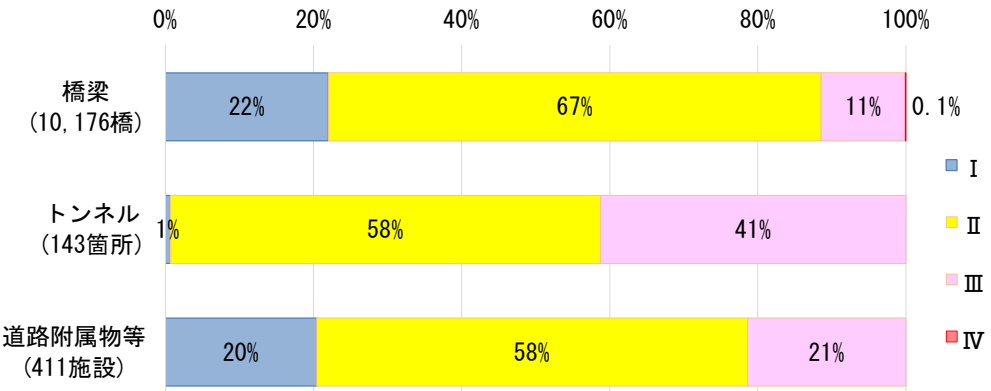


図３－２　２巡目（2019～2022 年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

※（）内は、２巡目（2019～2022 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－２　２巡目（2019～2022 年度）の判定区分の割合（全道路管理者）

	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
橋梁	10,176	2,242	6,771	1,156	7
		22%	67%	11%	0.1%
トンネル	143	1	83	59	0
		1%	58%	41%	0%
道路附属物等	411	84	239	88	0
		20%	58%	21%	0%

2023.3 末時点

【参考】１巡目（2014～2018 年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

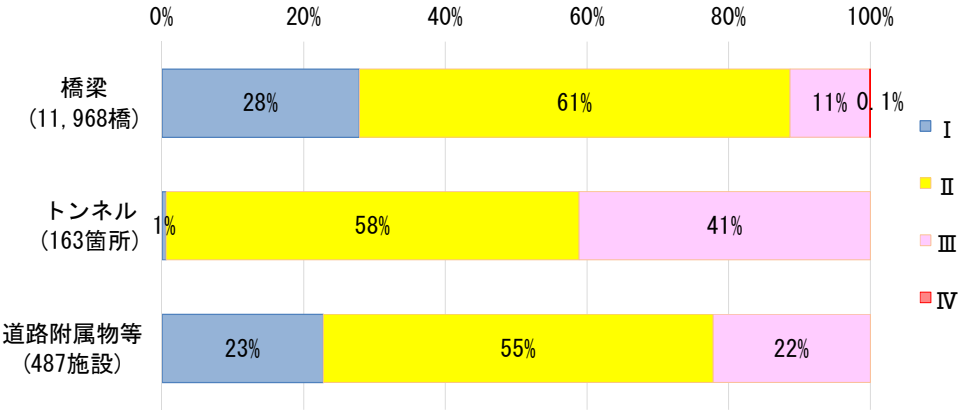


図３－３　１巡目（2014～2018 年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

※2019 年３月時点での集計値
※（）内は、１巡目（2014～2018 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

（２）２巡目（2019～2022 年度）の点検結果（管理者別）

①橋梁

橋梁の２巡目（2019～2022 年度）の累積点検実施率は、国土交通省 82%、高速道路会社 75%、県 81%、市町村 88%です。

全管理者の判定区分割合は、Ⅰ 22%、Ⅱ 67%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.1%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

○2 巡目（2019～2022 年度）の点検実施率（橋梁）

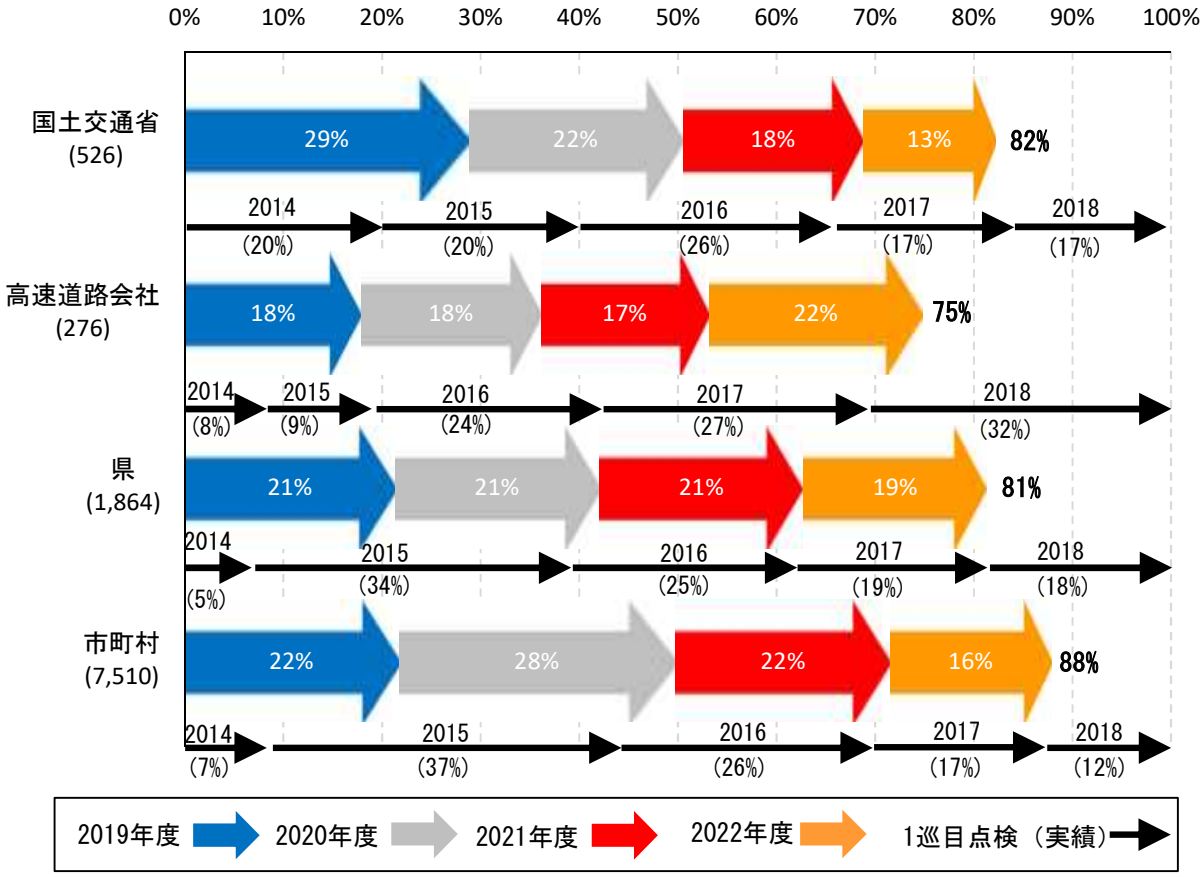


図３－４　２巡目（2019～2022 年度）の点検実施率（橋梁）

※（）内は、2019～2022 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－３　２巡目（2019～2022 年度）の点検実施率（橋梁）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	646	640	526	82%　(83%)
高速道路会社	372	369	276	75%　(68%)
県	2,296	2,293	1,864	81%　(83%)
市町村	8,587	8,552	7,510	88%　(87%)
合計	11,901	11,854	10,176	86%　(86%)

※1：2023 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。　2023.3 末時点
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、1 巡目（2014～2017 年度）における点検実施率。

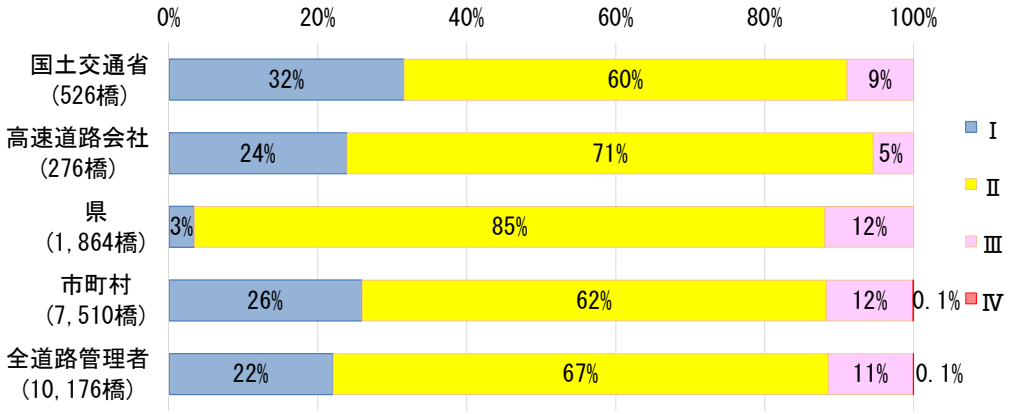


図３－５　２巡目（2019～2022 年度）の判定区分の割合（橋梁）

※（）内は、２巡目（2019～2022 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－４　２巡目（2019～2022 年度）の判定区分の割合（橋梁）

管理者	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	526	166	313	47	0
		32%	60%	9%	0%
高速道路会社	276	66	195	15	0
		24%	71%	5%	0%
県	1,864	64	1,578	222	0
		3%	85%	12%	0%
市町村	7,510	1,946	4,685	872	7
		26%	62%	12%	0.1%
合計	10,176	2,242	6,771	1,156	7
		22%	67%	11%	0.1%

2023.3 末時点

【参考】１巡目（2014～2018 年度）の判定区分の割合（橋梁）

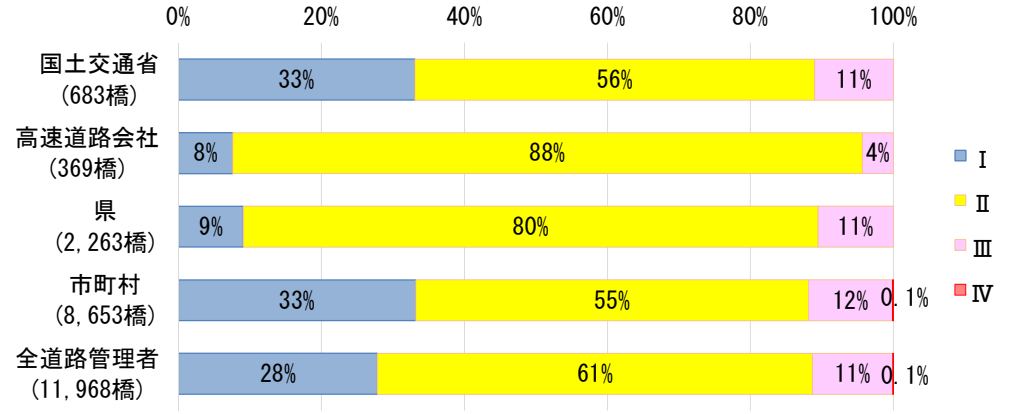


図３－６　１巡目（2014～2018 年度）の判定区分の割合（橋梁）

※2019 年３月時点での集計値
※（）内は、１巡目（2014～2018 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

②トンネル

トンネルの 2 巡目（2019～2022 年度）の累積点検実施率は、国土交通省 93%、高速道路会社 90%、県 85%、市町村 77%です。

全管理者の判定区分割合は、Ⅰ 1%、Ⅱ 58%、Ⅲ 41%、Ⅳ 0%です。

○2 巡目（2019～2022 年度）の点検実施率（トンネル）

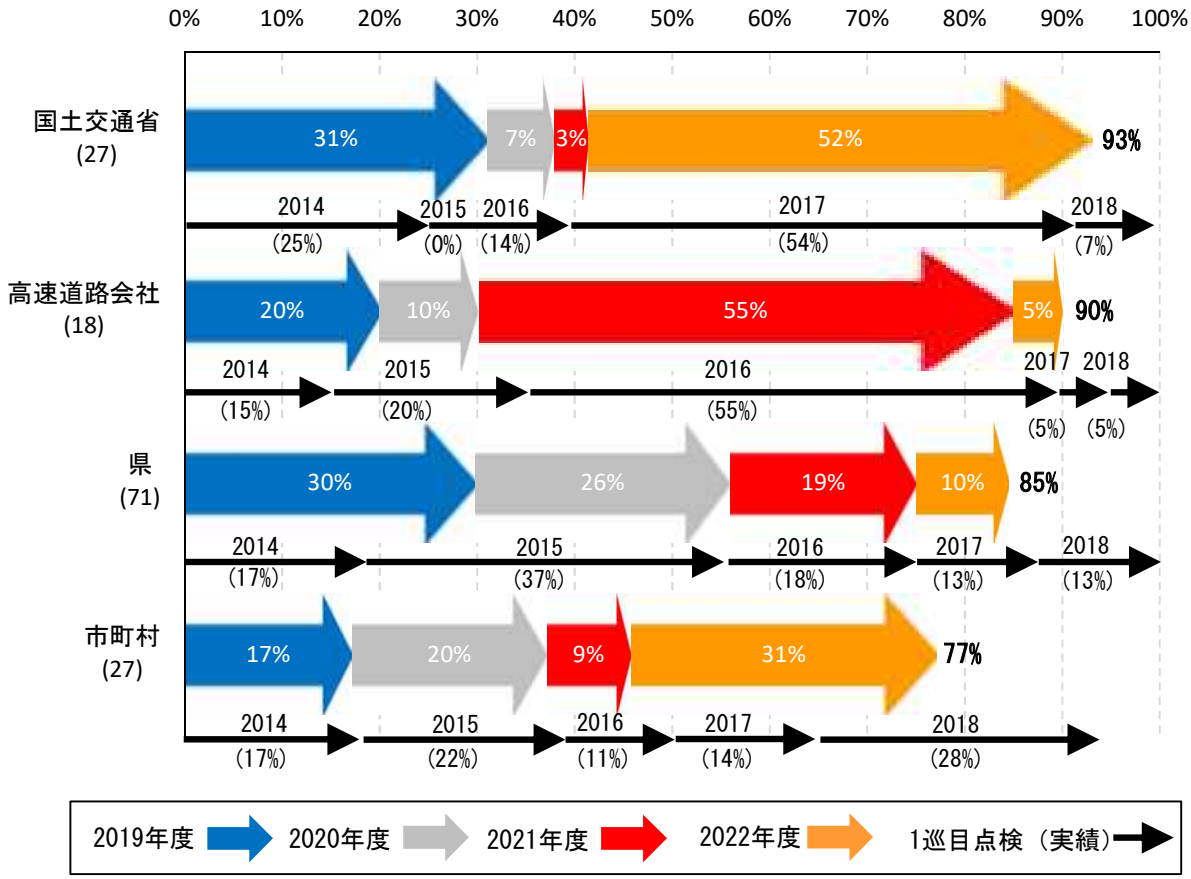


図３－７　2 巡目（2019～2022 年度）の点検実施率（トンネル）

※（）内は、2019～2022 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－５　2 巡目（2019～2022 年度）の点検実施率（トンネル）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	29	29	27	93%　(93%)
高速道路会社	20	20	18	90%　(95%)
県	84	84	71	85%　(85%)
市町村	35	35	27	77%　(64%)
合計	168	168	143	85%　(83%)

2023. 3 末時点

※1：2023 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、1 巡目（2014～2017 年度）における点検実施率。

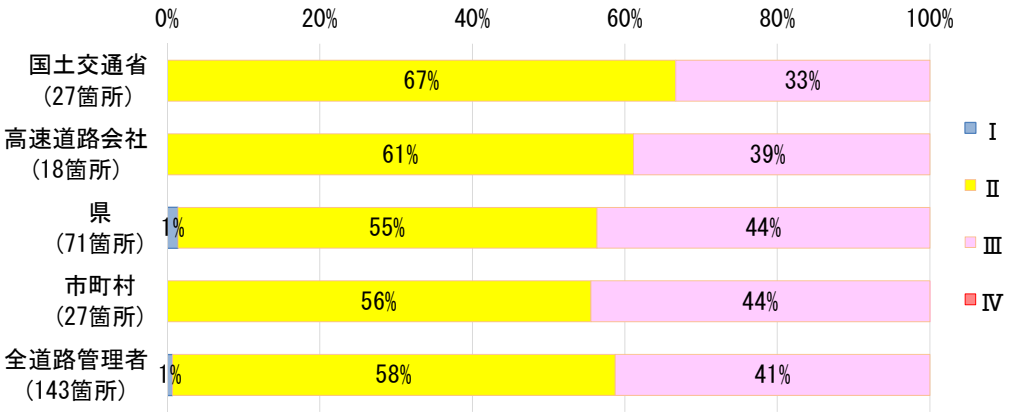


図３－８　２巡目（2019～2022 年度）の判定区分の割合（トンネル）

※（）内は、2019～2022 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－６　２巡目（2019～2022 年度）の判定区分の割合（トンネル）

管理者	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	27	0	18	9	0
		0%	67%	33%	0%
高速道路会社	18	0	11	7	0
		0%	61%	39%	0%
県	71	1	39	31	0
		1%	55%	44%	0%
市町村	27	0	15	12	0
		0%	56%	44%	0%
合計	143	1	83	59	0
		1%	58%	41%	0%

2023.3 末時点

【参考】１巡目（2014～2018 年度）の判定区分の割合（トンネル）

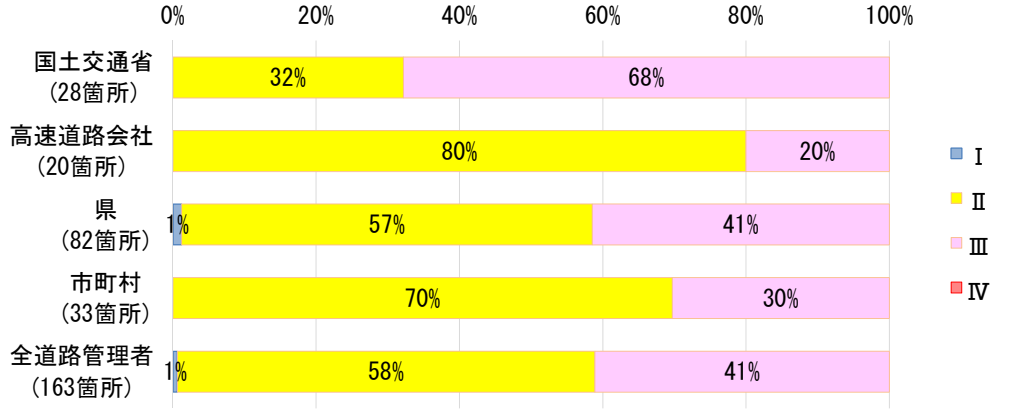


図３－９　１巡目（2014～2018 年度）の判定区分の割合（トンネル）

※2019 年３月時点での集計値
※（）内は、１巡目（2014～2018 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

③道路附属物等

道路附属物等の 2 巡目（2019～2022 年度）の累積点検実施率は、国土交通省 80%、高速道路会社 80%、県 95%、市町村 58%です。

全管理者の判定区分割合は、Ⅰ 20%、Ⅱ 58%、Ⅲ 21%、Ⅳ 0%です。

○2 巡目（2019～2022 年度）の点検実施率（道路附属物等）

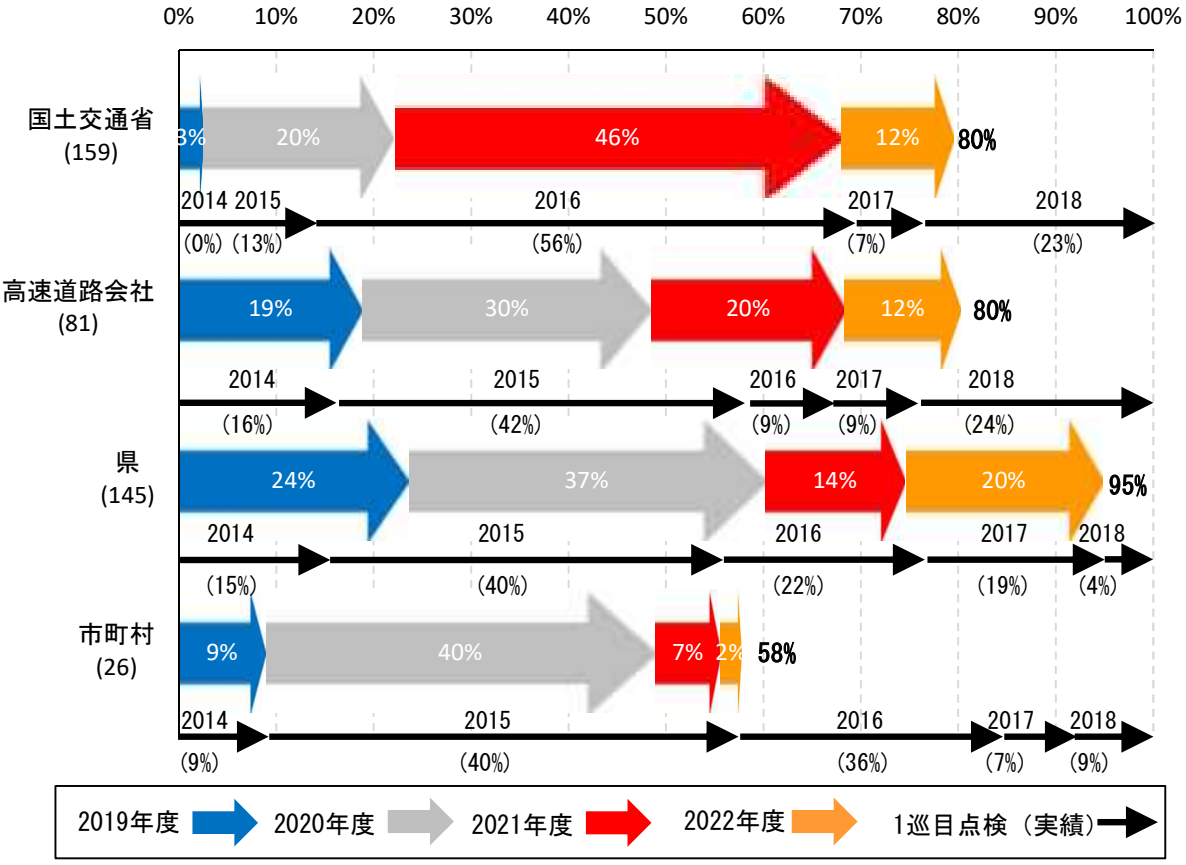


図３－１０　２巡目（2019～2022 年度）の点検実施率（道路附属物等）

※（）内は、2019～2022 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－７　２巡目（2019～2022 年度）の点検実施率（道路附属物等）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	212	200	159	80%　(76%)
高速道路会社	101	101	81	80%　(76%)
県	153	153	145	95%　(96%)
市町村	45	45	26	58%　(92%)
合計	511	499	411	82%　(84%)

※1：2023 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。　2023. 3 末時点
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。()内は、1 巡目（2014～2017 年度）における点検実施率。

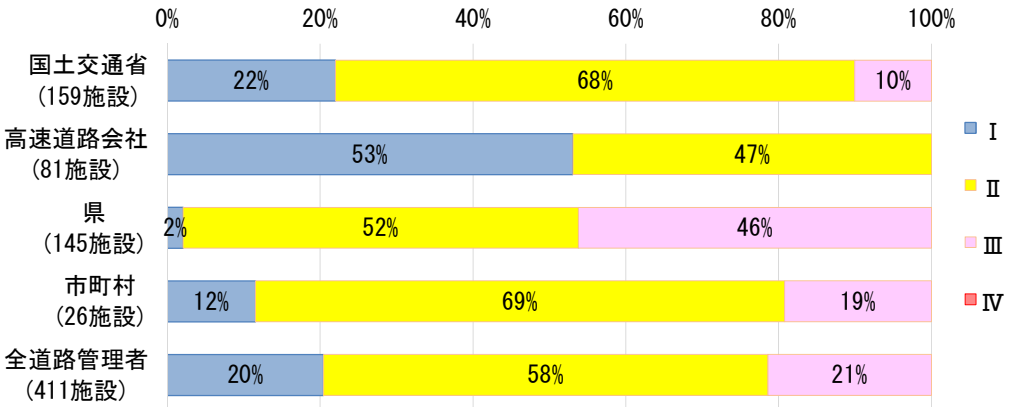


図３－１１　２巡目（2019～2022 年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※（）内は、2019～2022 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－８　２巡目（2019～2022 年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

管理者	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	159	35	108	16	0
		22%	68%	10%	0%
高速道路会社	81	43	38	0	0
		53%	47%	0%	0%
県	145	3	75	67	0
		2%	52%	46%	0%
市町村	26	3	18	5	0
		12%	69%	19%	0%
合計	411	84	239	88	0
		20%	58%	21%	0%

2023.3 末時点

【参考】1 巡目（2014～2018 年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

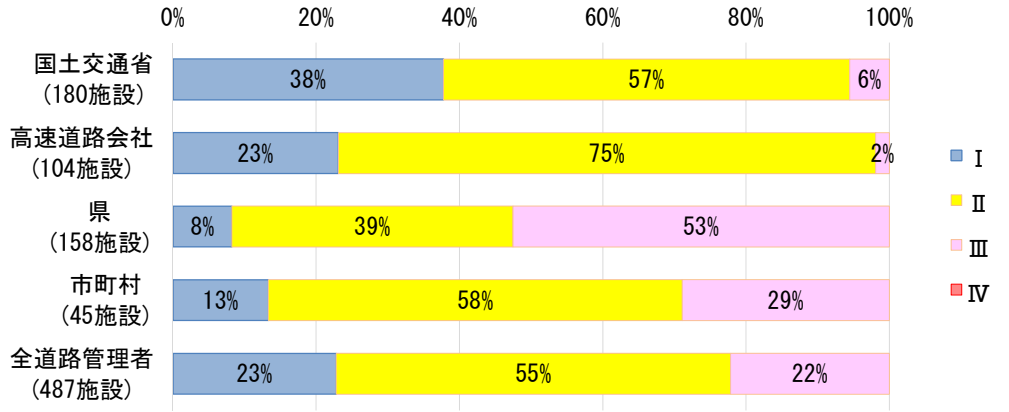


図３－１２　１巡目（2014～2018 年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※2019 年 3 月時点での集計値
※（）内は、1 巡目（2014～2018 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

（３） 判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の５年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況

①橋梁

１巡目の 2014～2017 年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5 年後の 2019～2022 年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で 4%です。

建設後 41 年以上となる橋梁は建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっています。

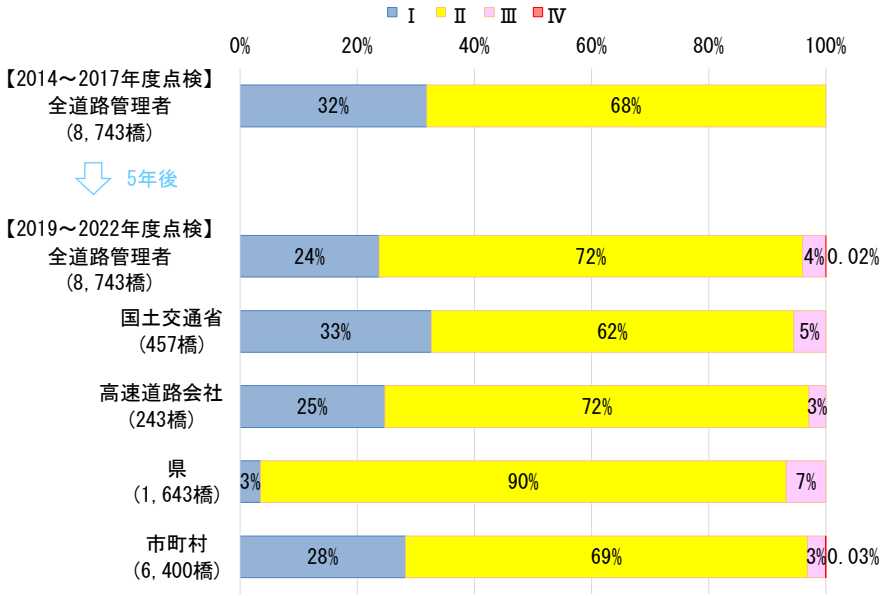


図３－１３　管理者別の判定区分の遷移状況

※（）内は、1 巡目（2014～2017 年度）の結果が判定区分Ⅰまたは Ⅱとなった橋梁数の内、修繕等の措置を講じないまま 5 年後の 2019～2022 年度に点検を実施した橋梁の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

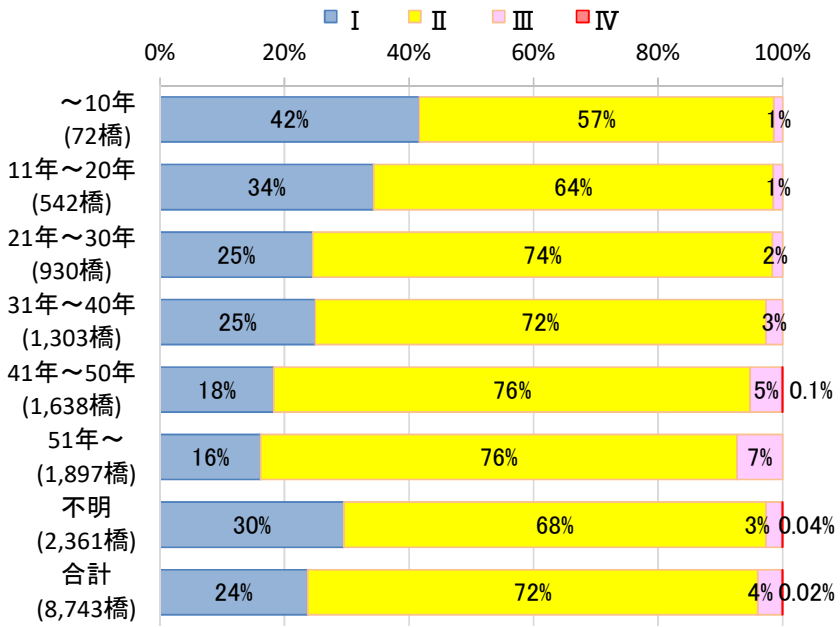


図３－１４　建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

②トンネル

1巡目の2014～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で19%です。

トンネルでは、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合と建設年数の間に明らかな関係性は見られません。

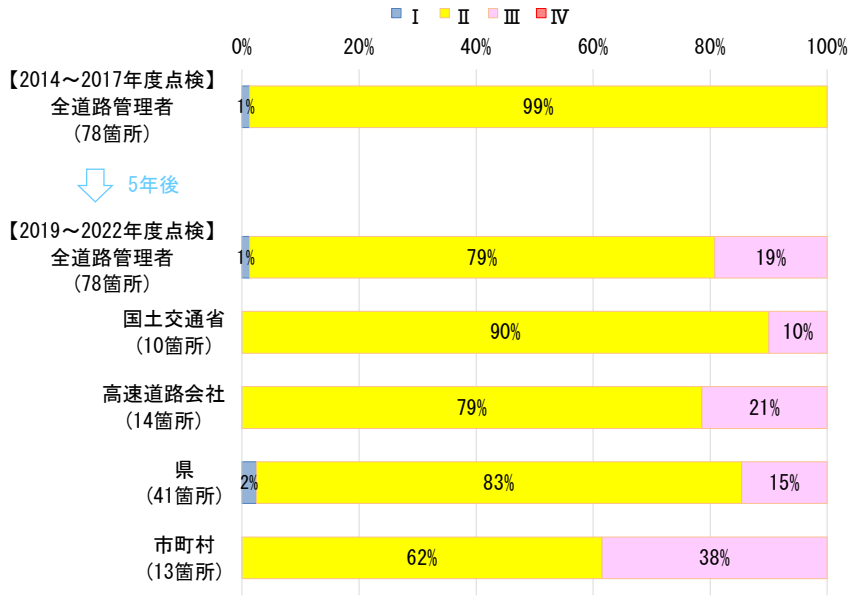


図３－１５　管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

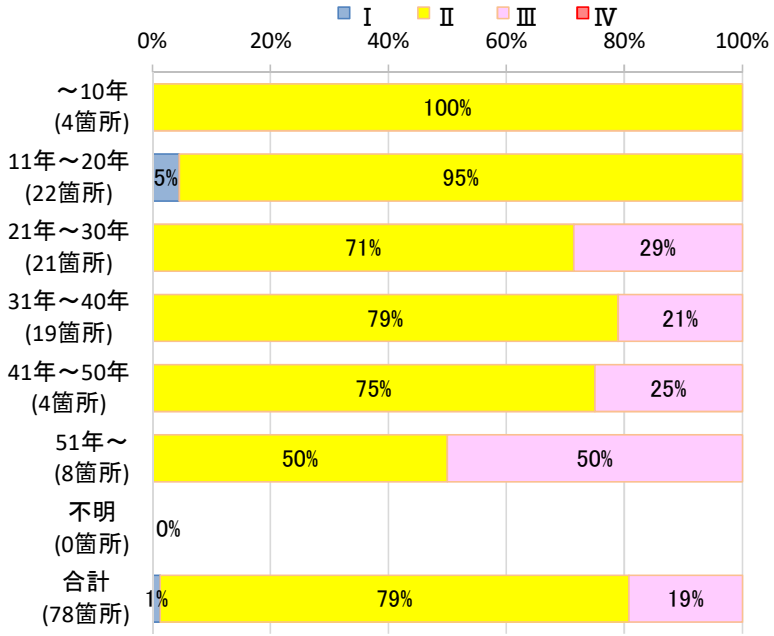


図３－１６　建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

③道路附属物等

1巡目の2014～2017年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5年後の2019～2022年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で7%です。

道路附属物等では、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合と建設年数の間に明らかな関係性は見られません。

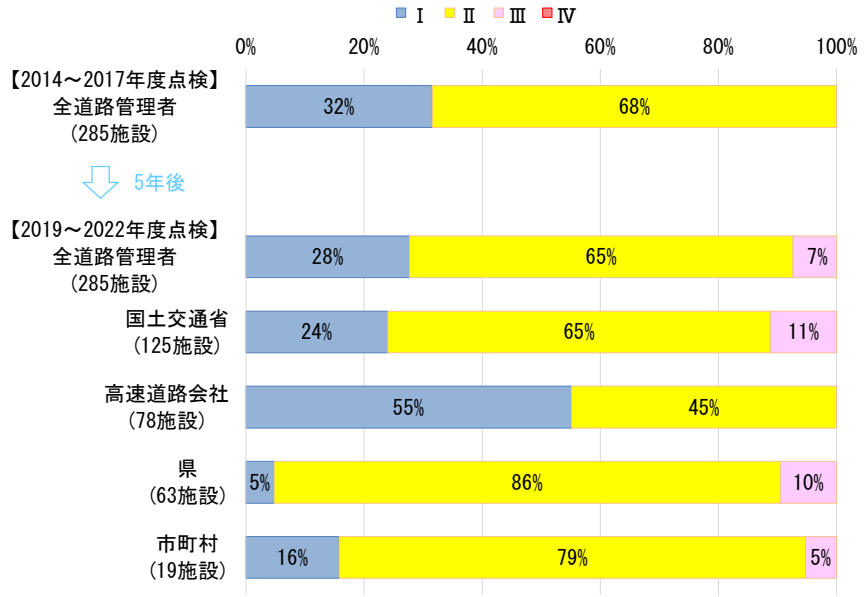


図３－１７　管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

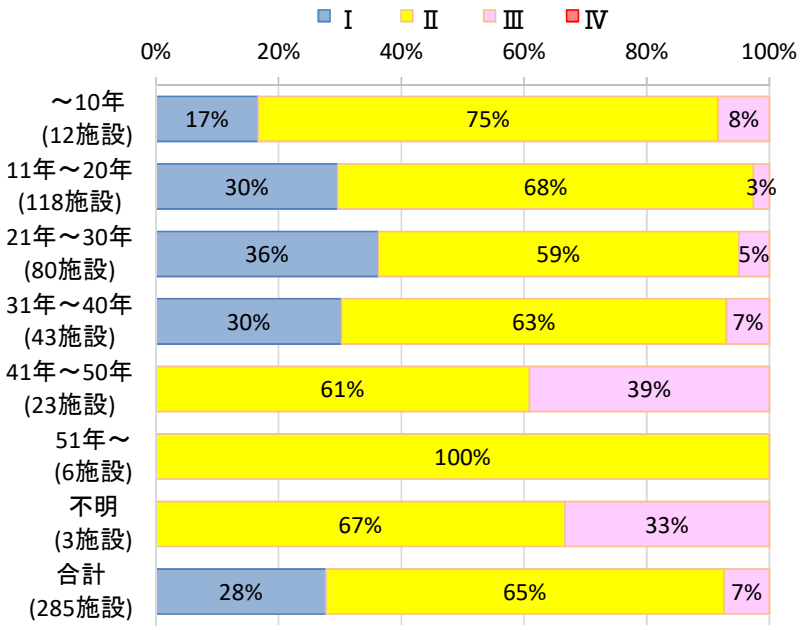


図３－１８　建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

（４） 過年度の点検（2014～2022 年度）の実施施設の判定区分ごとの施設数と割合

①橋梁

過年度の点検（2014～2022 年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 23%、Ⅱ 66%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.1%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は 1,304 橋です。

1 巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が減少しています。

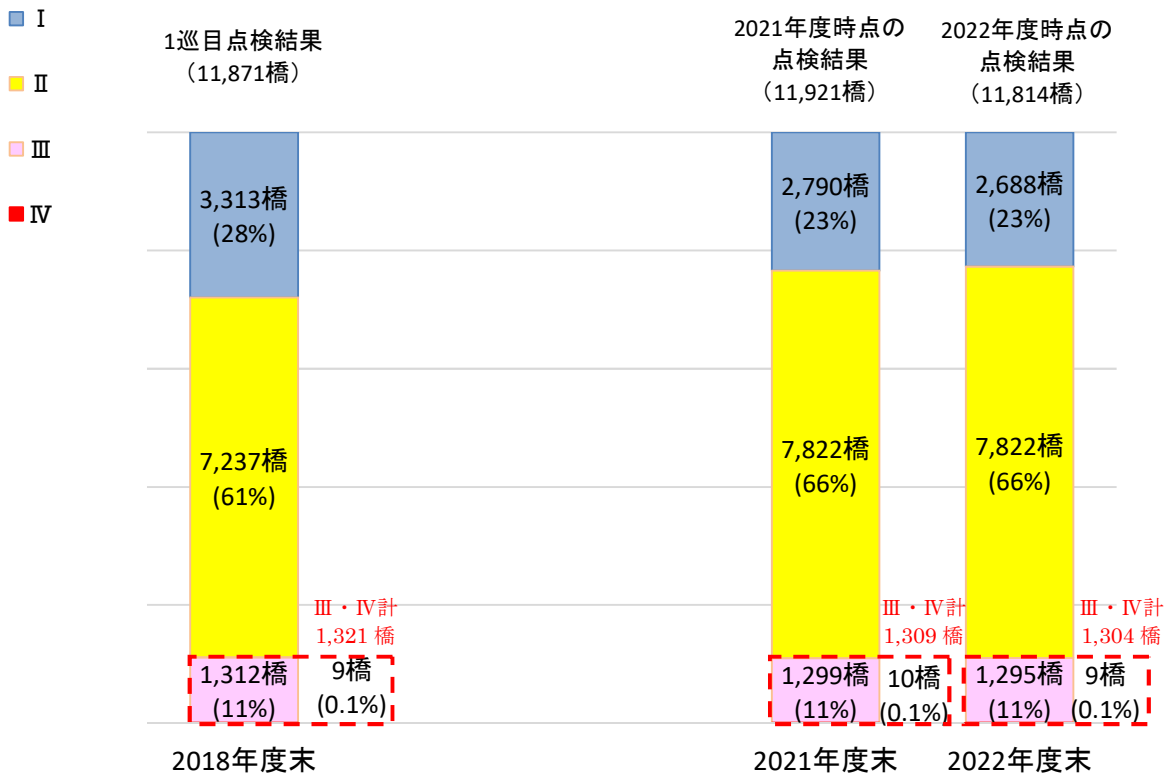


図３－１９　各年度時点の判定区分の割合（橋梁）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

②トンネル

過年度の点検（2014～2022 年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 1%、Ⅱ 59%、Ⅲ 41%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは 67 箇所です。

1 巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が減少しています。

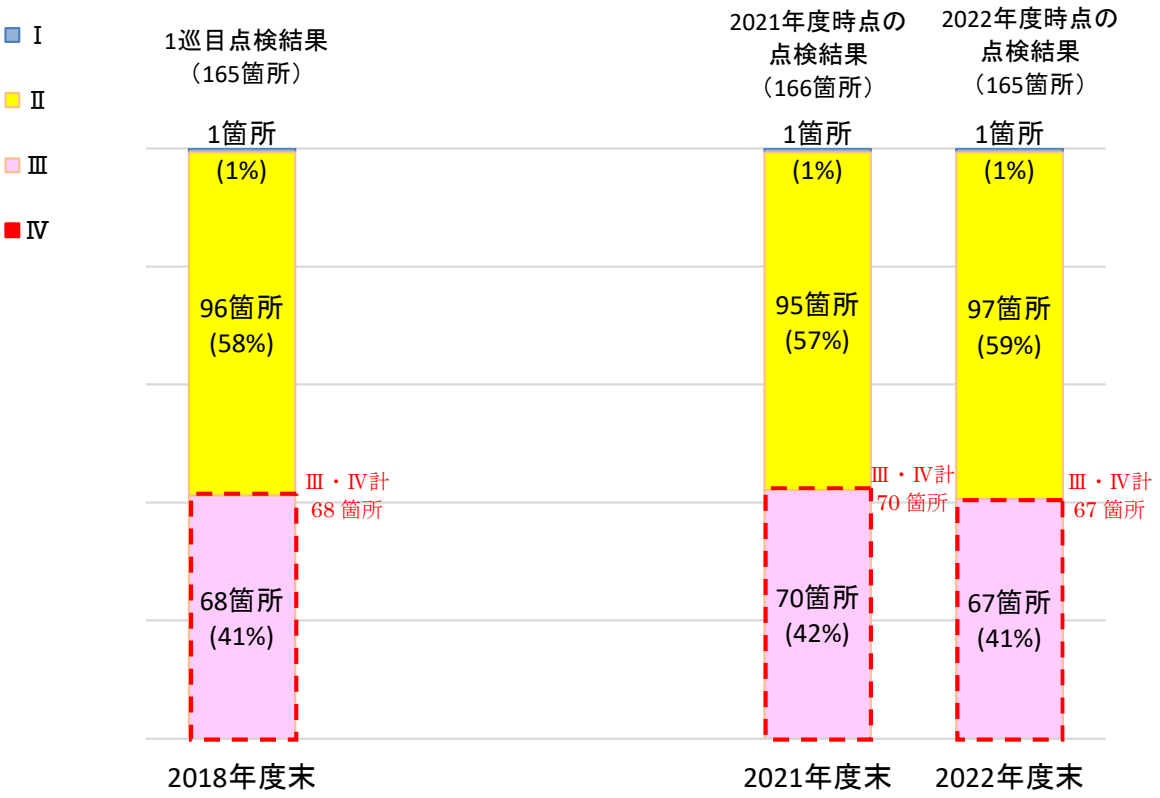


図３－２０　各年度時点の判定区分の割合（トンネル）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

③道路附属物等

過年度の点検（2014～2022 年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 20%、Ⅱ 61%、Ⅲ 19%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの道路附属物等は 97 施設です。

1 巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が減少しています。

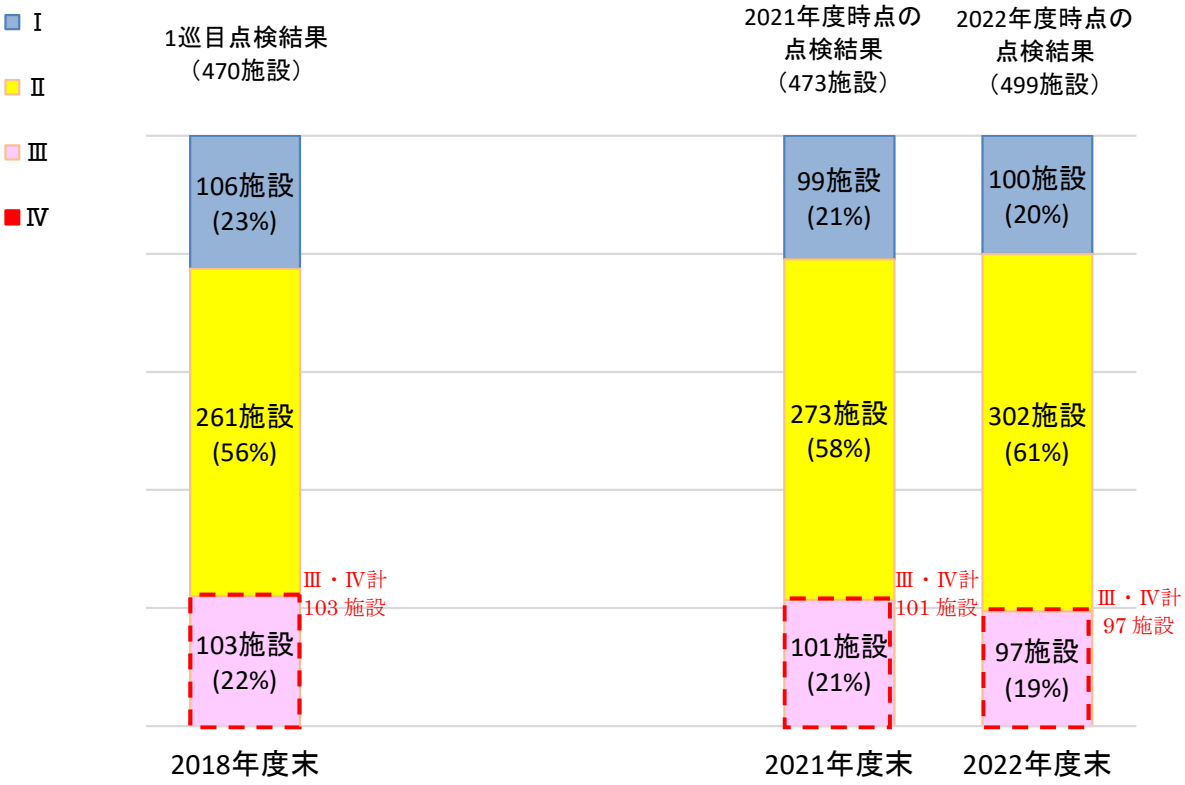


図３－２１　各年度時点の判定区分の割合（道路附属物等）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

（５） 過年度の点検（2014～2022 年度）の点検結果（全道路管理者）

過年度の点検（2014～2022 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 23%、Ⅱ 66%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 1%、Ⅱ 59%、Ⅲ 41%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 20%、Ⅱ 61%、Ⅲ 19%、Ⅳ 0%です。

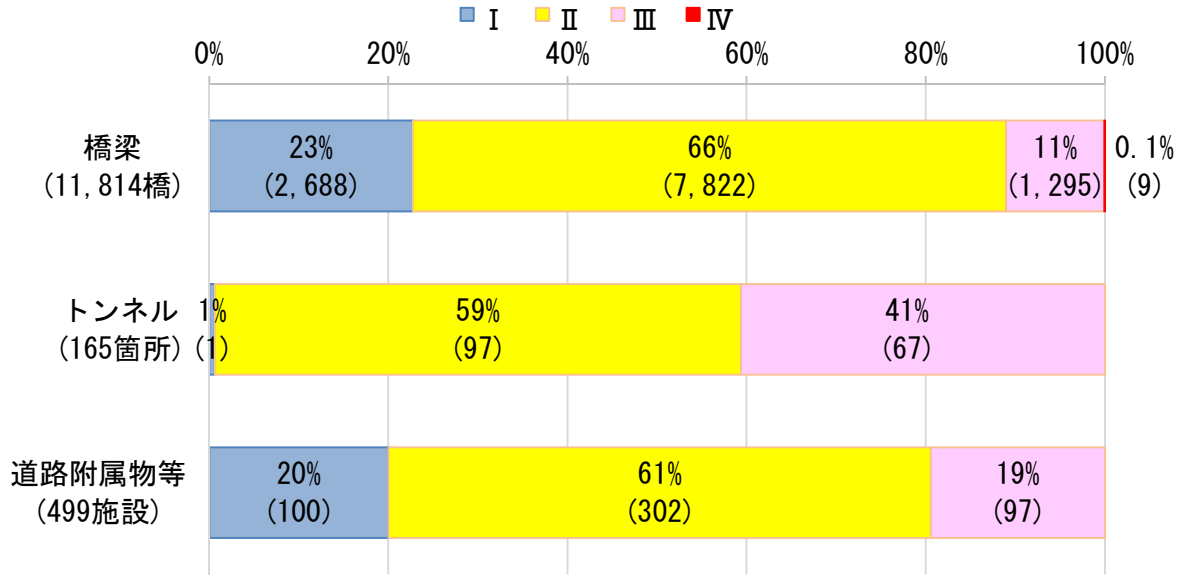


図３－２２　2022 年度末時点の判定区分の割合（全道路管理者）

※（）内は、2023 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2022 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

（６） 過年度の点検（2014～2022 年度）の点検結果（管理者別）

１） 国土交通省

過年度の点検（2014～2022 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 33%、Ⅱ 58%、Ⅲ 9%、Ⅳ 0%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 62%、Ⅲ 38%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 22%、Ⅱ 69%、Ⅲ 9%、Ⅳ 0%です。

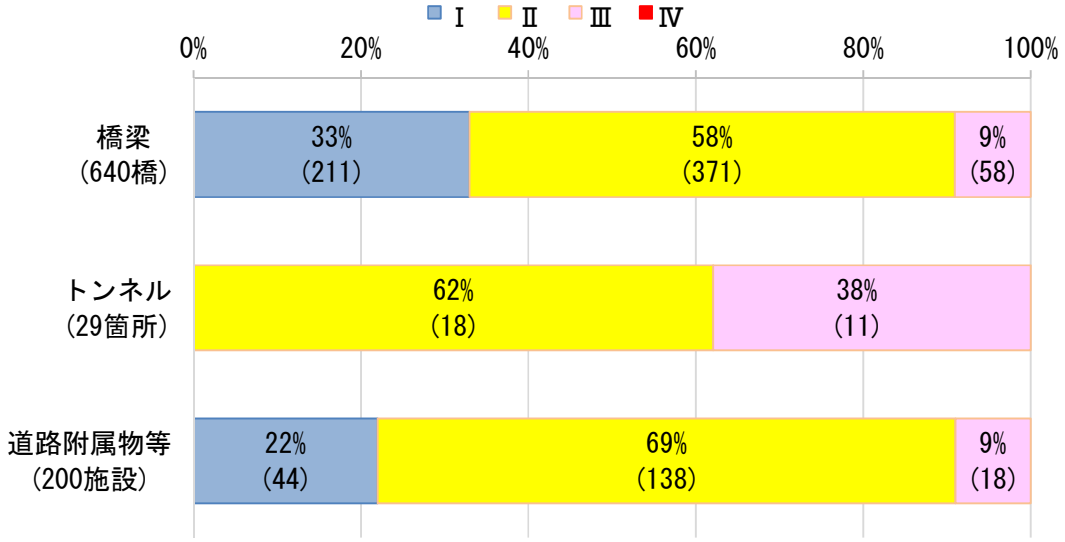


図３－２３　2022 年度末時点の判定区分の割合（国土交通省）

※（）内は、2023 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2022 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

２） 高速道路会社

過年度の点検（2014～2022 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 22%、Ⅱ 73%、Ⅲ 5%、Ⅳ 0%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 65%、Ⅲ 35%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 47%、Ⅱ 52%、Ⅲ 1%、Ⅳ 0%です。

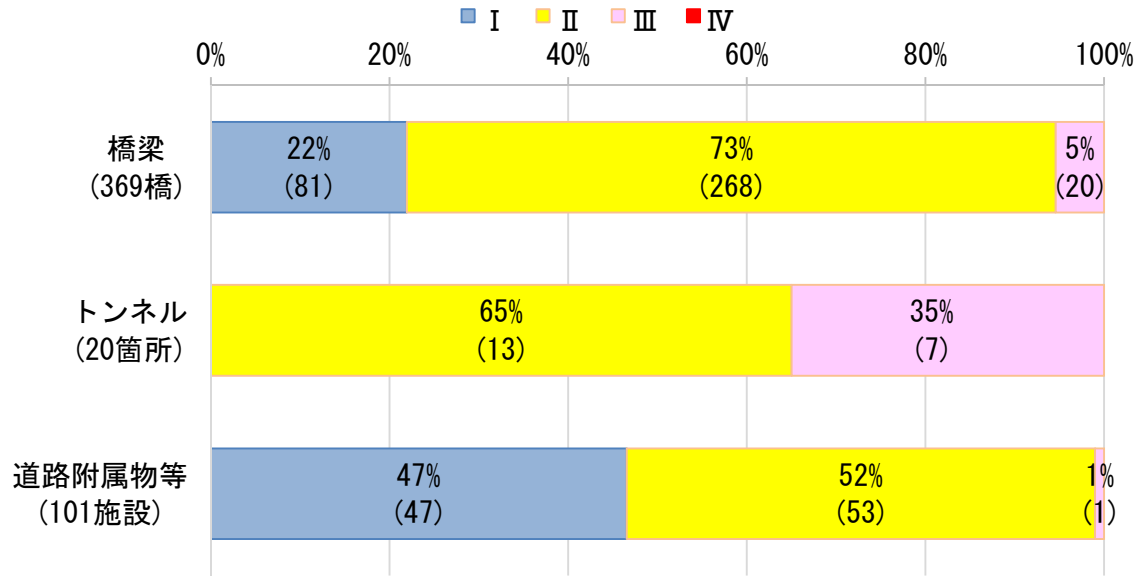


図３－２４　2022 年度末時点の判定区分の割合（高速道路会社）

※（）内は、2023 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2022 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

３） 県

過年度の点検（2014～2022 年度）における判定区分の割合は、橋梁： Ⅰ 4%、Ⅱ 84%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0%、トンネル： Ⅰ 1%、Ⅱ 57%、Ⅲ 42%、Ⅳ 0%、道路附属物等： Ⅰ 4%、Ⅱ 52%、Ⅲ 44%、Ⅳ 0%です。

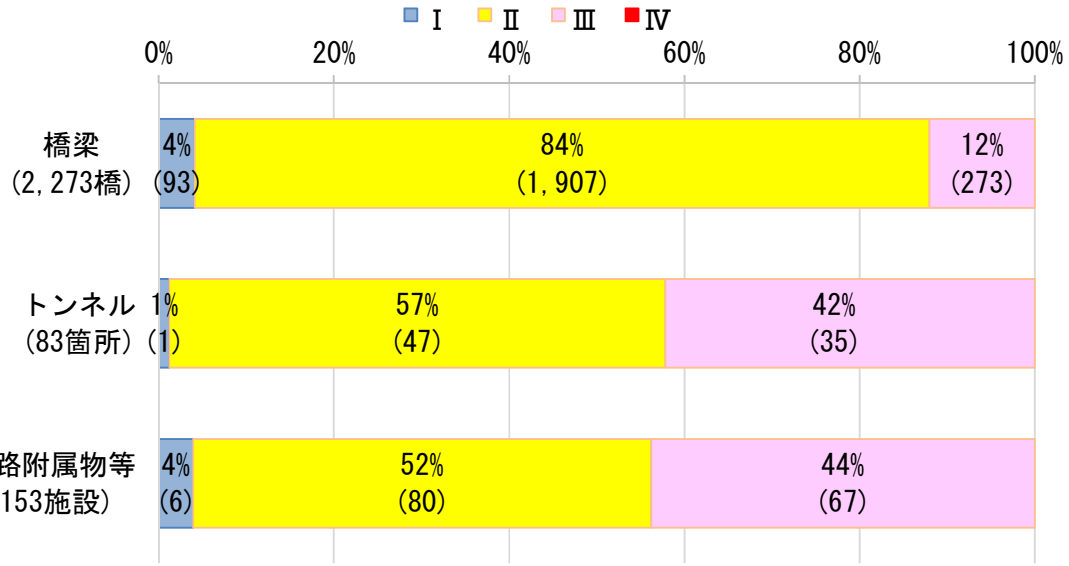


図３－２５　2022 年度末時点の判定区分の割合（県）

※（）内は、2023 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2022 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

４） 市町村

過年度の点検（2014～2022 年度）における判定区分の割合は、橋梁： Ⅰ 27%、Ⅱ 62%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.1%、トンネル： Ⅰ 0%、Ⅱ 58%、Ⅲ 42%、Ⅳ 0%、道路附属物等： Ⅰ 7%、Ⅱ 69%、Ⅲ 24%、Ⅳ 0%です。

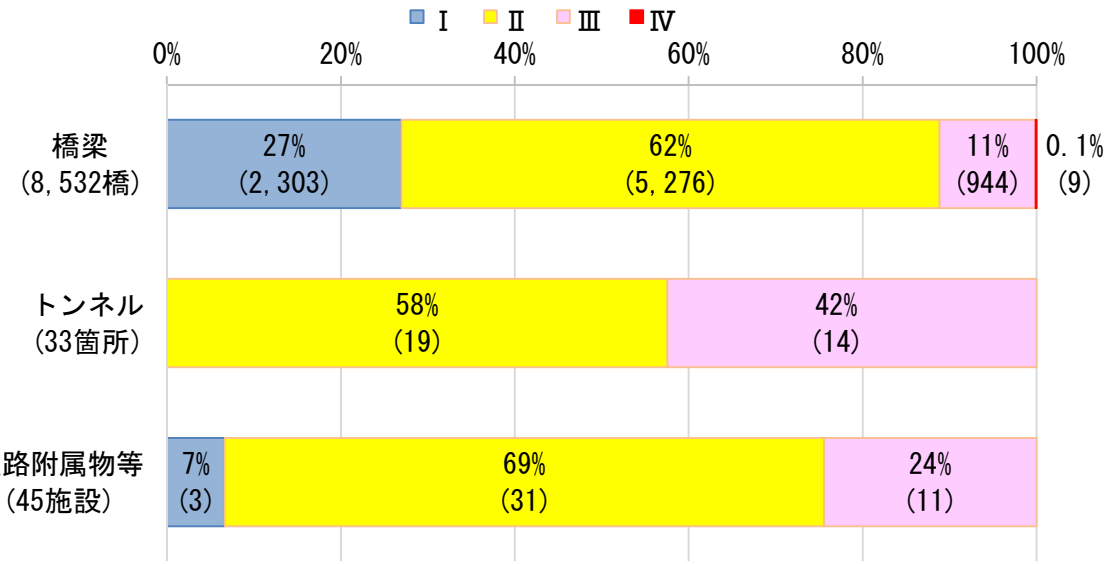


図３－２６　2022 年度末時点の判定区分の割合（市町村）

※（）内は、2023 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2022 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

4　判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況

（１）１巡目点検（2014～2018 年度）施設における修繕等措置の実施状況

各施設の修繕等措置については、定期点検の判定区分に応じて対策等を行います。

〇判定区分Ⅲ

「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、次回点検まで（5 年以内）に措置を講ずることとしています。

〇判定区分Ⅳ

「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、損傷発見後、緊急に措置を講ずることとしています。

１）判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況（2022 年度末時点）

１巡目点検（2014～2018 年度）で判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設の措置着手率（2022 年度末時点）は、橋梁 57%、トンネル 92%、道路附属物等 91%となっています。

表４－１　判定区分Ⅲ,Ⅳの修繕等措置の実施状況（全道路管理者）

	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B （B/A）	措置完了済の施設数 C （C/A）
橋梁	1,304	742 (57%)	499 (38%)
トンネル	66	61 (92%)	47 (71%)
道路附属物等	103	94 (91%)	52 (50%)

2023.3 末時点

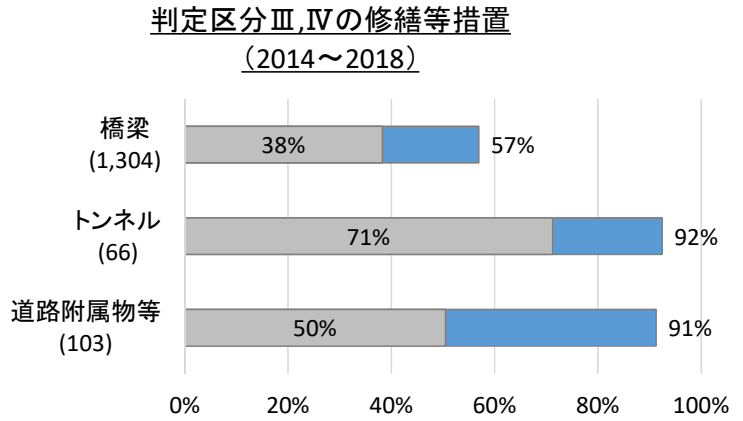


図４－１　判定区分Ⅲ,Ⅳの修繕等措置（2014 年度～2018 年度）

2023.3 末時点

措置着手率：措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率：措置が完了した割合（C/A）

①橋梁

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 54%です。

完了した割合は、国土交通省 85%、高速道路会社 50%、地方公共団体 35%です。

表４－２　橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	71	71 (100%)	60 (85%)	2014	100% 100%
				2015	100% 100%
				2016	92% 100%
				2017	73% 100%
				2018	36% 100%
高速道路会社	16	16 (100%)	8 (50%)	2014	―
				2015	50% 100%
				2016	0% 100%
				2017	100% 100%
				2018	25% 100%
地方公共団体計	1,217	655 (54%)	431 (35%)	2014	60% 79%
				2015	42% 57%
				2016	26% 46%
				2017	19% 39%
				2018	19% 41%
県	236	210 (89%)	113 (48%)	2014	73% 100%
				2015	70% 100%
				2016	45% 95%
				2017	16% 84%
				2018	16% 60%
市町村	981	445 (45%)	318 (32%)	2014	57% 75%
				2015	37% 49%
				2016	21% 34%
				2017	19% 31%
				2018	21% 32%
合計	1,304	742 (57%)	499 (38%)		38% 57%

2023. 3 末時点

措置着手率　:措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率　:措置が完了した割合（C/A）

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2：2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

②トンネル

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 88%です。

完了した割合は、国土交通省 79%、高速道路会社 100%、地方公共団体 65%です。

表４－３　トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	19	19 (100%)	15 (79%)	2014	100% 100%
				2015	—
				2016	0% 100%
				2017	91% 100%
				2018	0% 100%
高速道路会社	4	4 (100%)	4 (100%)	2014	100% 100%
				2015	100% 100%
				2016	100% 100%
				2017	—
				2018	—
地方公共団体計	43	38 (88%)	28 (65%)	2014	100% 100%
				2015	47% 82%
				2016	80% 100%
				2017	33% 33%
				2018	25% 100%
県	34	34 (100%)	24 (71%)	2014	100% 100%
				2015	57% 100%
				2016	67% 100%
				2017	100% 100%
				2018	25% 100%
市町村	9	4 (44%)	4 (44%)	2014	100% 100%
				2015	0%
				2016	100% 100%
				2017	0%
				2018	—
合計	66	61 (92%)	47 (71%)		71% 92%

措置着手率 :措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率 :措置が完了した割合（C/A）

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2：2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

③道路附属物等

1 巡目点検（2014～2018 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 90%です。

完了した割合は、国土交通省 88%、高速道路会社 100%、地方公共団体 46%です。

表４－４　道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	8	8 (100%)	7 (88%)	2014	—
				2015	100% 100%
				2016	100% 100%
				2017	100% 100%
				2018	50% 100%
高速道路会社	2	2 (100%)	2 (100%)	2014	—
				2015	—
				2016	100% 100%
				2017	—
				2018	100% 100%
地方公共団体計	93	84 (90%)	43 (46%)	2014	65% 100%
				2015	48% 88%
				2016	31% 81%
				2017	14% 100%
				2018	—
県	80	79 (99%)	39 (49%)	2014	61% 100%
				2015	52% 98%
				2016	33% 100%
				2017	17% 100%
				2018	—
市町村	13	5 (38%)	4 (31%)	2014	100% 100%
				2015	17% 17%
				2016	25% 25%
				2017	0% 100%
				2018	—
合計	103	94 (91%)	52 (50%)		50% 91%

2023. 3 末時点

措置着手率　:措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率　:措置が完了した割合（C/A）

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：1 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2：2 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、1 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

（２） ２巡目点検施設における修繕等措置の実施状況

①橋梁

２巡目（2019～2022 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 60%、高速道路会社 60%、地方公共団体 30%です。

完了した割合は、国土交通省 11%、高速道路会社 33%、地方公共団体 11%です。

表４－５　橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	47	28 (60%)	5 (11%)	2019	19% 75%
				2020	15% 92%
				2021	0% 18%
				2022	0% 29%
高速道路会社	15	9 (60%)	5 (33%)	2019	20% 60%
				2020	100% 100%
				2021	0% 40%
				2022	67% 67%
地方公共団体計	1,101	331 (30%)	122 (11%)	2019	18% 37%
				2020	11% 30%
				2021	6% 32%
				2022	1% 13%
県	222	125 (56%)	30 (14%)	2019	18% 49%
				2020	21% 70%
				2021	8% 73%
				2022	2% 34%
市町村	879	206 (23%)	92 (10%)	2019	19% 34%
				2020	9% 21%
				2021	5% 20%
				2022	0% 6%
合計	1,163	368 (32%)	132 (11%)		11% 32%

2023.3 末時点

措置着手率　:措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率　:措置が完了した割合（C/A）

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：２巡目（2019～2022 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

②トンネル

2 巡目（2019～2022 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と診断されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 22%、高速道路会社 86%、地方公共団体 58%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、高速道路会社 86%、地方公共団体 42%です。

表４－６　トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	9	2 (22%)	0 (0%)	2019	―
				2020	0% 100%
				2021	―
				2022	0%
高速道路会社	7	6 (86%)	6 (86%)	2019	100% 100%
				2020	100% 100%
				2021	75% 75%
				2022	―
地方公共団体計	43	25 (58%)	18 (42%)	2019	72% 83%
				2020	27% 60%
				2021	20% 20%
				2022	0%
県	31	24 (77%)	17 (55%)	2019	87% 100%
				2020	23% 62%
				2021	33% 33%
				2022	―
市町村	12	1 (8%)	1 (8%)	2019	0%
				2020	50% 50%
				2021	0%
				2022	0%
合計	59	33 (56%)	24 (41%)		41% 56%

措置着手率 :措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率 :措置が完了した割合（C/A）

2023. 3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：2 巡目（2019～2022 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③道路附属物等

2 巡目（2019～2022 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と診断された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 44%、地方公共団体 75%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、地方公共団体 24%です。

表４－７　道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	16	7 (44%)	0 (0%)	2019	—
				2020	—
				2021	0% 47%
				2022	0%
高速道路会社	0	0 (—)	0 (—)	2019	—
				2020	—
				2021	—
				2022	—
地方公共団体計	72	54 (75%)	17 (24%)	2019	44% 94%
				2020	21% 71%
				2021	0% 88%
				2022	0%
県	67	54 (81%)	17 (25%)	2019	44% 94%
				2020	24% 81%
				2021	0% 88%
				2022	0%
市町村	5	0 (0%)	0 (0%)	2019	—
				2020	0%
				2021	—
				2022	—
合計	88	61 (69%)	17 (19%)		19% 69%

措置着手率　:措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）
措置完了率　:措置が完了した割合（C/A）

2023. 3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。
※1：2 巡目（2019～2022 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

（３）過年度の点検（2014～2022 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

①橋梁

過年度の点検（2014～2022 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 67%、高速道路会社 70%、地方公共団体 31%です。

完了した割合は、国土交通省 9%、高速道路会社 25%、地方公共団体 12%です。

表４－８　橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)	未着手施設数 (A-B)
国土交通省	58	39 (67%)	5 (9%)	19 (33%)
高速道路会社	20	14 (70%)	5 (25%)	6 (30%)
地方公共団体計	1,226	385 (31%)	150 (12%)	841 (69%)
県	273	155 (57%)	39 (14%)	118 (43%)
市町村	953	230 (24%)	111 (12%)	723 (76%)
合計	1,304	438 (34%)	160 (12%)	866 (66%)

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2022 年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

②トンネル

過年度の点検（2014～2022 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 36%、高速道路会社 86%、地方公共団体 59%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、高速道路会社 86%、地方公共団体 39%です。

表４－９　トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B （B/A）	うち完了 C （C/A）	未着手施設数 （A-B）
国土交通省	11	4 （36%）	0 （0%）	7 （64%）
高速道路会社	7	6 （86%）	6 （86%）	1 （14%）
地方公共団体計	49	29 （59%）	19 （39%）	20 （41%）
県	35	28 （80%）	18 （51%）	7 （20%）
市町村	14	1 （7%）	1 （7%）	13 （93%）
合計	67	39 （58%）	25 （37%）	28 （42%）

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2022 年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③道路附属物等

過年度の点検（2014～2022 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2022 年度末時点で国土交通省 50%、高速道路会社 100%、地方公共団体 72%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、高速道路会社 0%、地方公共団体 22%です。

表４－１０　道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B （B/A）	うち完了 C （C/A）	未着手施設数 （A-B）
国土交通省	18	9 （50%）	0 （0%）	9 （50%）
高速道路会社	1	1 （100%）	0 （0%）	0 （0%）
地方公共団体計	78	56 （72%）	17 （22%）	22 （28%）
県	67	54 （81%）	17 （25%）	13 （19%）
市町村	11	2 （18%）	0 （0%）	9 （82%）
合計	97	66 （68%）	17 （18%）	31 （32%）

2023.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

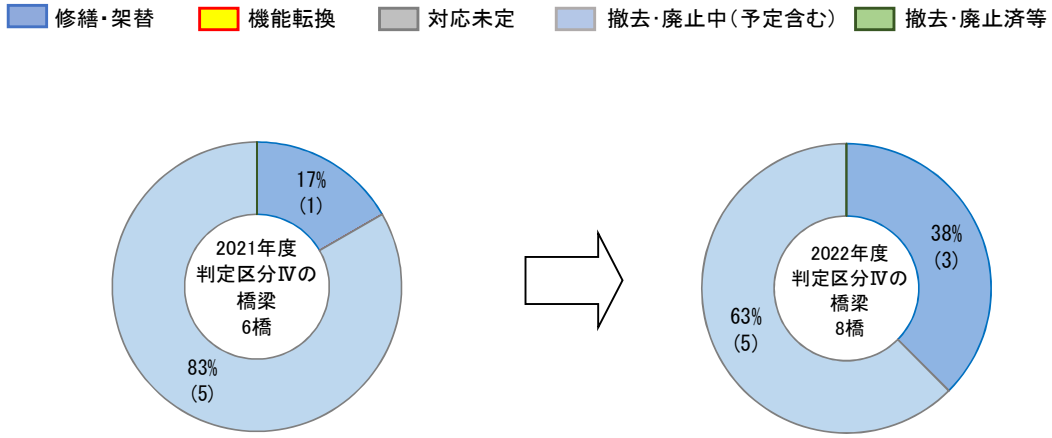
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2022 年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

（４） 判定区分Ⅳの施設の措置状況

2022 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された橋梁は、2021 年度末時点の 6 橋から 8 橋に増加し、内 3 橋は修繕・架替、5 橋は撤去・廃止中となっています。またトンネル及び道路附属物等が、2022 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された施設はありません。

○判定区分Ⅳの橋梁の措置状況（予定含む）



（５） 修繕等措置の取り組み事例

①判定区分Ⅱの修繕事例（橋梁）

施 設 名：西野橋（にしのばし）
管 理 者：NEXCO 東日本　秋田管理事務所
路 線 名：秋田自動車道
位　　置：秋田県山本郡三種町
建 設 年：2002 年（平成 14 年）
主な損傷：伸縮装置の破損



写真４－１　【全景】西野橋



写真４－２　【損傷】伸縮装置の破損

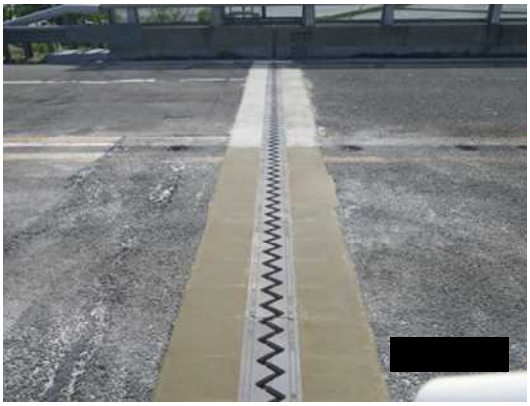


写真４－３　【対策】伸縮装置取替え

施 設 名：白山二号橋（しらやまにごうきょう）
管 理 者：秋田市
路 線 名：市道小又白山線
位　　置：秋田県秋田市
建 設 年：1970 年（昭和 45 年）
主な損傷：主桁および横桁の腐食、
支承部の腐食、床版ひび割れ、
橋面舗装ひび割れ



写真４－４　【全景】白山二号橋



写真４－５　【損傷】橋面舗装ひび割れ



写真４－６　【対策】
舗装打ち換え、伸縮装置交換

施 設 名：土買大橋（つちかいおおはし）
管 理 者：国土交通省
　　湯沢河川国道事務所
路 線 名：国道 13 号
位　　置：秋田県大仙市
建 設 年：2000 年（平成 12 年）
主な損傷：主桁の腐食



写真４－７　【全景】土買大橋



写真４－８　【損傷】
耐候性鋼材の腐食状況（桁端部）



写真４－９　【対策】
桁端部の水洗い・ケレン及び塗装

②判定区分Ⅲの修繕事例（橋梁）

施 設 名：小白岩橋（こしろいわばし）
管 理 者：国土交通省
　　湯沢河川国道事務所
路 線 名：国道 13 号
位　　置：秋田県湯沢市
建 設 年：1978 年（昭和 53 年）
主な損傷：主桁の鋼材露出、
　　主桁下面のひび割れ



写真４－１０　【全景】小白岩橋



写真４－１１　【損傷】主桁の鋼材露出



写真４－１２　【対策】断面修復工

施 設 名：本荘大橋（ほんじょうおおはし）
管 理 者：国土交通省
　　秋田河川国道事務所
路 線 名：国道７号
位　　置：秋田県由利本荘市
建 設 年：1966 年（昭和 41 年）
主な損傷：端横桁の腐食、欠損



写真４－１３　【全景】本荘大橋



写真４－１４　【損傷】
端横桁の腐食、欠損



写真４－１５　【対策】
端横桁の撤去・再構築

施 設 名：第１号溝橋側道橋（だいごうみぞばしそくどうきょう）
管 理 者：国土交通省
　　秋田河川国道事務所
路 線 名：国道 13 号
位　　置：秋田県秋田市
建 設 年：1980 年（昭和 55 年）
主な損傷：沓座モルタルの欠損



写真４－１６　【全景】第１号溝橋側道橋



写真４－１７　【損傷】
沓座モルタルの欠損



写真４－１８　【対策】
沓座モルタル補修

施 設 名：今度渡橋（こんどわたりばし）
管 理 者：国土交通省
　　能代河川国道事務所
路 線 名：国道 7 号
位　　置：秋田県大館市
建 設 年：1958 年（昭和 33 年）
主な損傷：床版の剥離・鉄筋露出



写真４－１９　【全景】今度渡橋



写真４－２０　【損傷】
床版の剥離・鉄筋露出



写真４－２１　【対策】断面修復

施 設 名：一の渡り橋（いちのわたりばし）
管 理 者：秋田県　鹿角地域振興局
路 線 名：国道 282 号
位　　置：秋田県鹿角郡小坂町
建 設 年：1967 年（昭和 42 年）
主な損傷：排水管、桁端部の腐食



写真４－２２　【全景】一の渡り橋



写真４－２３　【損傷】
排水管、桁端部の腐食



写真４－２４　【対策】
排水管更新、桁端部再塗装

③判定区分Ⅲの修繕事例（トンネル）

施 設 名：千樹里（ちぎり）トンネル
管 理 者：秋田県 北秋田地域振興局
路 線 名：県道　大館能代空港東線
位　　置：秋田県北秋田市
建 設 年：1998 年（平成 10 年）
主な損傷：うき・剥離



写真４－２５　【全景】千樹里トンネル



写真４－２６　【損傷】うき・剥離



写真４－２７　【対策】断面修復

施 設 名：田代峠（たしろとうげ）トンネル
管 理 者：秋田県 由利地域振興局
路 線 名：県道　秋田雄和本荘線
位　　置：秋田県由利本荘市
建 設 年：1998 年（平成 10 年）
主な損傷：鋼材腐食、うき、はく離



写真４－２８　【全景】田代峠トンネル



写真４－２９　【損傷】鋼材腐食



写真４－３０　【対策】
はつり、防錆処理、剥落対策

④判定区分Ⅲの修繕事例（シェッド）

施 設 名：北の沢３号スノーシェッド
管 理 者：秋田県 平鹿地域振興局
路 線 名：国道 107 号
位　　置：秋田県横手市
建 設 年：1976 年（昭和 51 年）
主な損傷：腐食、防食劣化



写真４－３１　【全景】
北の沢３号スノーシェッド



写真４－３２　【損傷】鋼部材の腐食



写真４－３３　【対策】鋼部材更新

５　道路メンテナンス会議の取り組み

秋田県道路メンテナンス会議は、インフラの老朽化対策が社会的な課題となり、橋梁･トンネル等の定期的な点検がスタートした 2014 年度に、技術力の向上、インフラの長寿命化の推進、さらには道路インフラの維持管理についての情報共有や課題解決への連携と効率的な道路管理を行っていくことを目的に、県内の道路管理者が一体的な連携を図るための組織として設置されました。

特に市町村では、道路構造物の維持管理について技術的なノウハウや土木技術系職員の不足といった課題がある中で、道路インフラを適正に維持管理していくことが重要であるため、秋田県道路メンテナンス会議では、市町村の技術的支援に重点をおいた活動等を展開しています。



写真５－１　溝橋点検における点検実習



写真５－２　小規模橋梁点検技術の講習会



写真５－３　点検支援技術の活用講習会
（衝突回避ドローン）



写真５－４　パネル展の開催
（道の駅内）

秋田県道路メンテナンス会議（構成機関）

秋田県建設部道路課
鹿角市建設部都市整備課
小坂町建設課
大館市建設部土木課
北秋田市建設部建設課
上小阿仁村建設課
能代市都市整備部道路河川課
藤里町生活環境課
三種町建設課
八峰町建設課
秋田市建設部道路維持課
男鹿市産業建設部建設課
潟上市建設部都市建設課
五城目町建設課
八郎潟町建設水道課
井川町産業課
大潟村生活環境課
由利本荘市建設部建設管理課
にかほ市建設部建設課
大仙市建設部道路河川課
仙北市建設部建設課
美郷町建設課
横手市建設部建設課
湯沢市建設部建設課
羽後町建設課
東成瀬村建設課
東日本高速道路株式会社東北支社
東北地方整備局道路部
東北地方整備局秋田河川国道事務所
東北地方整備局湯沢河川国道事務所
東北地方整備局能代河川国道事務所
市町村橋梁等長寿命化連絡協議会（オブザーバー）

会　長　東北地方整備局秋田河川国道事務所長
副会長　秋田県建設部道路課長
事務局　秋田県建設部道路課
　　東北地方整備局道路部
　　東北地方整備局秋田河川国道事務所道路管理第二課
　　東北地方整備局東北技術事務所維持管理技術課
　　東北地方整備局東北道路メンテナンスセンター技術課

問い合わせ窓口（事務局）

〇秋田県 建設部 道路課 道路環境・維持班
　電話 ０１８－８６０－２４８８（直通）
〇東北地方整備局秋田河川国道事務所 道路管理第二課　メンテナンス担当
　電話 ０１８－８６４－２２９２（直通）